



熊本県公報

第 1 2 5 0 0 号
平成 28 年 3 月 8 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 8
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (") 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 15
- 屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定…………… (都市計画課) 15
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請…………… (廃棄物対策課) 16
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請…………… (") 16
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める道路の指定…………… (道路保全課) 17
- 道路の区域変更…………… (") 17
- 道路の区域変更…………… (") 17
- 道路の区域変更…………… (") 17
- 道路の供用開始…………… (") 18
- 道路の供用開始…………… (") 18

公 告

- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定…………… (自然保護課) 18
- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除…………… (") 19
- 肥料登録失効…………… (農業技術課) 20
- 公共測量の終了…………… (監理課) 20
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・農業振興課) 20

登 載 依 頼

- 第 5 6 回熊本県環境審議会 の開催…………… (環境審議会) 21
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会
の開催…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会) 21
- 熊本県職員 の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 22
- 平成 2 8 年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置
に関する規則…………… (") 23
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 25
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の
一部を改正する規則…………… (") 25
- 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
の一部を改正する規則…………… (") 54
- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する
規則…………… (") 55
- 平成 2 7 年度球磨地域保健医療推進協議会の開催
…………… (球磨地域保健医療推進協議会) 55

告 示

熊本県告示第 2 2 6 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社点天	ヘルパーステーション てんてん	上益城郡御船町水越 2 4 1 5 - 2	平成 2 8 年 3 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 2 2 7 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社点天	ヘルパーステーション てんてん	上益城郡御船町水越 2 4 1 5 - 2	平成 2 8 年 3 月 1 日	介護予防訪問介護

熊本県告示第 2 2 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楠根草川	美里町柏川	別図 1 のとおり	土石流
志道原川・内山川	美里町清水、石野	別図 2 のとおり	土石流
津留川	美里町早楠	別図 3 のとおり	土石流
上丸ノ尾川	美里町岩野	別図 4 のとおり	土石流
葛野尾川	美里町柏川	別図 5 のとおり	土石流
県川	美里町石野	別図 6 のとおり	土石流
金山川	美里町早楠	別図 7 のとおり	土石流
早瀬川	美里町早楠	別図 8 のとおり	土石流
下水無川	美里町境	別図 9 のとおり	土石流

（別図 1 から別図 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 2 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小崎谷	美里町川越	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
北野川	美里町遠野	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
石野	美里町石野	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
内山川	美里町清水	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
岩上	美里町遠野	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
北野	美里町遠野	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
本村川	美里町柏川	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
明無瀬	美里町石野	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
西大窪川	美里町大窪	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
中畑川	美里町早楠	別図 10 のとおり	土石流	別図 10 のとおり
九円谷川	美里町大窪	別図 11 のとおり	土石流	別図 11 のとおり
幕	美里町坂貫	別図 12 のとおり	土石流	別図 12 のとおり
岩野	美里町坂貫、岩野	別図 13 のとおり	土石流	別図 13 のとおり
白谷	美里町川越	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
坂口	美里町川越	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
小崎 1	美里町川越	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
北野	美里町遠野	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
今 1	美里町今	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
井手口 1	美里町坂貫	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
幕 1	美里町境	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
目磨 - 1	美里町境	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
目磨 - 2	美里町境	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

大窪	美里町大窪	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
花定野	美里町畝野	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
本村 1	美里町柏川	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
楠根草 1	美里町柏川	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
本村 2	美里町柏川	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
尾津留	美里町柏川	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
山口 1	美里町早楠	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
昭和	美里町早楠	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
下津留 1	美里町早楠	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
下津留 2	美里町早楠	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
下津留 3	美里町早楠	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
黒茂	美里町早楠、柏川	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
葛ノ尾	美里町柏川	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
貫平一 1	美里町川越	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
貫平一 2	美里町川越	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
小崎 2	美里町川越	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
岩上	美里町遠野、畝野	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
今 2	美里町今	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
井手口 2	美里町境、坂貫	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
井手口 3	美里町境	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
幕 2	美里町坂貫	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
幕 3	美里町境	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
幕 4	美里町坂貫	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
幕 5	美里町坂貫	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

境石 1	美里町安部、早楠	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
境石 2	美里町早楠	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
山口 2	美里町早楠	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
県	美里町石野	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
明無瀬 1	美里町石野	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
明無瀬 2	美里町石野	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
明無瀬 3	美里町石野	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
明無瀬 4	美里町柏川	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
本村 4	美里町柏川	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
本村 5	美里町柏川	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
楠根草 2	美里町柏川	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
幕 6	美里町境	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
幕 7	美里町境	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
中組 1	美里町早楠	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
山口 3	美里町早楠	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
中組 2	美里町早楠	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり

(別図 1 から別図 6 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中湯田	南小国町中原	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊
樋ノ口 3	南小国町中原	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
轟	南小国町中原	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
古賀	南小国町中原	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
和田	南小国町中原	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
米山	南小国町中原	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
樋ノ口 1	南小国町中原	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
樋ノ口 2	南小国町中原	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
松ノ木	南小国町中原	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
中湯田（中湯田 1）	南小国町中原	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
湯田 1	南小国町中原	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
古賀	南小国町中原	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
湯田 2	南小国町中原	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
和田	南小国町中原	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
米山	南小国町中原	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
落見	南小国町中原	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
滝の口 1	南小国町赤馬場	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
滝の口 2	南小国町赤馬場	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
滝の口 3	南小国町赤馬場	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
梅木堂 1	南小国町赤馬場	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
梅木堂 2	南小国町赤馬場	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり

黄川 1	南小国町赤馬場	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
黄川 2	南小国町赤馬場	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
黄川 3	南小国町赤馬場	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
竹の熊	南小国町赤馬場	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
城尾野-1	南小国町中原	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
城尾野-2	南小国町中原	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
市原 2	南小国町赤馬場	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
田尻-1	南小国町中原	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
田尻-2	南小国町中原	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
坂下	南小国町中原	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
赤馬場 3	南小国町赤馬場	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
市原 3	南小国町赤馬場	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
赤馬場 2	南小国町赤馬場	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
湯田 3-1	南小国町中原	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
湯田 3-2	南小国町中原	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
馬場 2-1	南小国町赤馬場	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
馬場 2-2	南小国町赤馬場	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
滝の口 4	南小国町赤馬場	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり

(別図 1 から別図 3 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小園川	西原村鳥子	別図 1 のとおり	土石流

妙見川	西原村小森、宮山	別図 2 のとおり	土石流
瀬戸川	西原村宮山	別図 3 のとおり	土石流
桶井川－1	西原村宮山	別図 4 のとおり	土石流
滝川	西原村河原	別図 5 のとおり	土石流
上鳥子谷	西原村鳥子	別図 6 のとおり	土石流
桑鶴第 1 谷	西原村小森、鳥子	別図 7 のとおり	土石流
黒岩川－1	西原村河原	別図 8 のとおり	土石流
黒岩川－2	西原村河原	別図 9 のとおり	土石流
灰床川	西原村河原	別図 1 0 のとおり	土石流
田中－5	西原村河原	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊
星田－1	西原村河原	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊
星田－2	西原村河原	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 1 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬頭川	西原村小森	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
塩井社川	西原村小森、宮山	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
布田川	西原村宮山	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
桶井川－2	西原村宮山	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
桶井川－3	西原村宮山	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
木山川	西原村宮山、河原	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
葛目川	西原村鳥子	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
桑鶴第 2 谷	西原村小森、鳥子	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり

袴野川	西原村小森、宮山	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
士林谷	西原村河原	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
金山谷	西原村河原	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
南原谷	西原村河原	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
上鳥子-1	西原村鳥子	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
上鳥子-2	西原村鳥子	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
上鳥子-3	西原村鳥子	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
馬場-1	西原村鳥子	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
馬場-2	西原村鳥子	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
馬場-3	西原村鳥子	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
小園 1-1	西原村鳥子	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
小園 1-2	西原村鳥子	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
小園 1-3	西原村鳥子	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
葛目	西原村鳥子	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
古閑	西原村鳥子	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
大切畑	西原村小森	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
布田	西原村布田	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
田中-1	西原村河原	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
田中-2	西原村河原	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
田中-3	西原村河原	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
田中-4	西原村河原	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
秋田	西原村河原	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
日向-1	西原村宮山	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり

日向-2	西原村宮山	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
日向-3	西原村宮山	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
日向-4	西原村宮山	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
多々良	西原村宮山	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
堀切	西原村河原	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
星田-3	西原村河原	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
士林-1	西原村河原	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
士林-2	西原村河原	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
士林-3	西原村河原	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
士林-4	西原村河原	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
瓜生迫-1	西原村河原	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
瓜生迫-2	西原村河原	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
瓜生迫-3	西原村河原	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
瓜生迫-4	西原村河原	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
瓜生迫-5	西原村河原	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
瓜生迫-6	西原村河原	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
小野-1	西原村河原	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
小野-2	西原村河原	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
小野-3	西原村河原	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
門出-1	西原村河原	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
門出-2	西原村河原	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
門出-3	西原村河原	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
滝-1	西原村河原	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり

滝-2	西原村河原	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
滝-3	西原村河原	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
滝-4	西原村河原	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
滝-5	西原村河原	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
猿婦-1	西原村河原	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
猿婦-2	西原村河原	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
猿婦-3	西原村河原	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
灰床-1	西原村河原	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
灰床-2	西原村河原	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
灰床-3	西原村河原	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
灰床-4	西原村河原	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
秋田	西原村河原	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
畑	西原村小森	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
小牧	西原村宮山	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
袴野	西原村小森	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
小園 2-1	西原村鳥子	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
小園 2-2	西原村鳥子	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
南原	西原村河原	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり

(別図 1 から別図 7 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下樋川谷(下桶川谷)-2	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 1 のとおり	土石流

鶴沢	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 2 のとおり	土石流
友田川	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 3 のとおり	土石流
脇浦一	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊
開田東一	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊
樋島小学校西一	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊
下桶川一	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊
下桶川三	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 3 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮の本川（脇浦川）	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
脇浦谷	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
清水川	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
西原川	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
北迫川	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
下樋川谷（下桶川谷）一	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
下樋川第二谷（下桶川第二谷）	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
洲崎沢	上天草市龍ヶ岳町樋島	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
下貫一	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
下貫二	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
下貫三	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
白浜	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり

北ノ迫-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
北ノ迫-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
尾越-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
尾越-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
尾越-3	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
尾越-4	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
高戸小裏-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
高戸小裏-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
高戸小裏-3	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
高戸小裏-4	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
瀬戸-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
瀬戸-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
和田-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
和田-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
伝本-1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
伝本-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
伝本-3	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
伝本-4	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
脇浦-2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
脇浦-3	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
開田東-2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
開田東-3	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
中鶴-1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり

中鶴－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
南迫－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
南迫－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
南迫－3	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
真米－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
真米－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
樋島大橋北－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
樋島大橋北－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
沸崎	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
樋島小学校西－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
樋島小学校西－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
佛崎南（1）－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
佛崎南（1）－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
小塚－1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
小塚－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
下桶川－2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
下桶川－4	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
梶島（1）－1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
梶島（1）－2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
梶島（2）－1	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
梶島（2）－2	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
梶島（3）	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
梶島（4）	上天草市龍ヶ岳町 高戸	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり

仏崎南（1）	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
仏崎南（2）	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
下桶川北- 1	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
下桶川北- 2	上天草市龍ヶ岳町 樋島	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり

（別図 1 から別図 6 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 3 6 号

平成 2 6 年 3 月 2 4 日熊本県告示第 2 2 8 号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項及び第 9 条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿原目 1	大津町岩坂	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 3 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿原目 1	大津町岩坂、菊陽町戸次	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 3 8 号

昭和 6 3 年 9 月 6 日熊本県告示第 6 1 8 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 2 8 年 3 月 8 日から施行する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

5 項を 6 項とし、1 項から 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 項として次の 1 項を加える。

1 条例第3条第1号の2の規定に基づき知事が指定する区域

地域	規制区分
西原村景観計画（西原村景観条例（平成26年西原村条例第15号）第6条の規定により定められた景観計画をいう。）で定められた熊本空港周辺景観形成地域	第二種禁止地域

熊本県告示第239号

産業廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を1か月間縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
菊池市西寺633番地2
九州産廃株式会社
代表取締役 中田 浩利
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
八代市新港町二丁目4番8
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の焼却施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に該当するもの
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(1) 産業廃棄物
廃プラスチック類、汚泥、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴミくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、13号廃棄物、動物系固形不要物
(2) 特別管理産業廃棄物
感染性廃棄物、廃油（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成28年2月15日
- 6 申請書の縦覧場所
八代市西片町1660 熊本県八代保健所衛生環境課

熊本県告示第240号

一般廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を1か月間縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第8条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
菊池市西寺633番地2
九州産廃株式会社
代表取締役 中田 浩利
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
八代市新港町二丁目4番8
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物のごみ処理施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
(1) 一般廃棄物
ごみ
(2) 特別管理一般廃棄物
感染性廃棄物
- 5 申請年月日
平成28年2月15日

6 申請書の縦覧場所
八代市西片町1660 熊本県八代保健所衛生環境課

熊本県告示第241号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴4768番2地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場396番1地先まで

2 指定する期日 平成28年4月1日

熊本県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	山鹿市山鹿字東九日町 1565番2地先から 同所 1563番7地先まで	前	15.9 ～ 18.9	67.7	単沿環
			後	18.2 ～ 22.6	67.7	

2 区域を変更する期日 平成28年3月8日

熊本県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	合志市上庄字平町 2499番2地先から 合志市上庄字鹿毛ノ又 2484番地先まで	前	8.9 ～ 21.9	356.2	単道改
			後	8.9 ～ 18.5	356.2	

2 区域を変更する期日 平成28年3月8日

熊本県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字田川字路木谷	前	7.9	47.9	単橋改 (仮設道路の撤去)
		1634番1地先から		18.3		
		同所	後	7.5	47.9	
		1638番8地先まで		11.0		

2 区域を変更する期日 平成28年3月8日

熊本県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町鮎埴い 822番1地先から 同所 845番地先まで	90.1	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年3月8日

熊本県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村乙字中村 1594番地先から 同所 1605番地先まで	70.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年3月8日

公 告

熊本県公告第184号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定したいので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定案について、当該公告のあった日から14日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 植物（5種）

科名	種名		指定の理由
	和名	学名	

ウマノ スズク サ科	アソサ イシン	<i>Asrum misandrum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取が多く、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポ ウゲ科	ハナカ ズラ	<i>Aconitum ciliare</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
アブラ ナ科	ハナハ タザオ	<i>Dontostemon dentatus</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヒカリ ゼニゴ ケ科	ヒカリ ゼニゴ ケ	<i>Cyathodium cavernarum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヒメシ ダ科	タイヨ ウシダ	<i>Thelypteris erubescens</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物 (3 種)

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
キセル ガイ科	イシカ ワギセ ル	<i>Neophaedusa ishikawai</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲が多く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キセル ガイ科	カザア ナギセ ル	<i>Neophaedusa spelaeonis</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲が多く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤマタ ニシ科	イトマ キミジ ンヤマ タニシ	<i>Cyathopoma nishinoi</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県公告第 1 8 5 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 1 9 号）第 1 0 条第 7 項の規定により、次の県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除したいので公告する。

なお、利害関係人は、公告された指定の解除案について、当該公告のあった日から 1 4 日以内に知事に意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

科 名	種 名		解除の理由
	和 名	学 名	

ウマノ スズク サ科	ケイリ ンサイ シン	<i>Asarum heterotropoides var. mandshuricum</i>	調査・研究の結果、ケイリンサイシンとされてきた種が韓国南部に自生する <i>Asarum misandrum</i> と同種（和名：アソサイシン）であることが判明し、アソサイシンを指定種に指定するため。
------------------	------------------	---	---

熊本県公告第 1 8 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 4 条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定により公告する。
平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥 第 1 3 9 0 号	加工家 きんふ ん肥料	発酵鶏 糞	窒素全量： 2. 5 りん酸全量： 6. 0 加里全量： 4. 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	株式会社コッコ ファーム 熊本県菊池市森 北 1 0 7 7 番地	平成 2 8 年 2 月 1 3 日

熊本県公告第 1 8 7 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により県北広域本部阿蘇地域振興局農林部農地整備課から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（確定測量）	平成 2 7 年 7 月 2 7 日から 平成 2 8 年 2 月 1 9 日まで	阿蘇市一の宮町三野地内

熊本県公告第 1 8 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 3 月 8 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。
平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字後田 5 9 5 番ほか 2 3 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字平原 1 5 番 4 ほか 4 筆〕
梶原 眞由美	荒尾市川登	荒尾市川登字畑田 5 7 2 番ほか 1 8 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字畑田 1 7 番 2 ほか 2 筆〕

寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪711番ほか8筆 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵16番1ほか1筆
杉本 康成	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1633番1ほか3筆 一時利用地 荒尾市川登字平原15番6ほか1筆
汐持 正美	荒尾市川登	荒尾市川登字後田593番ほか1筆 一時利用地 荒尾市川登字後田16番7
堀澤 一眞	荒尾市川登	荒尾市川登字後田602番ほか1筆 一時利用地 荒尾市川登字後田17番1

2 申請年月日
平成28年2月26日

登載依頼

熊本県環境審議会公告第2号

第56回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成28年3月8日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時
平成28年3月16日（水） 午前10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議事
 - (1) 審議事項
ア 第4期熊本県廃棄物処理計画について
 - (2) 報告事項
ア 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
イ 指定希少野生動植物の指定について
ウ 指定希少野生動植物の指定の解除について
エ 生物多様性くまもと戦略の改定について
オ 平成27年度第1回、第2回及び第3回温泉部会における決議事項について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第2号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。
平成28年3月8日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会部長 小川 全夫

- 1 開催日時
平成28年3月15日（火） 午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等（予定）

- (1) 議題
 - ア 第 6 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の変更について
 - イ 第 6 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況について
 - ウ 地域医療介護総合確保基金（介護分）について
- (2) その他
 - 4 傍聴者の定員
20人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 1 5）

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 3 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 宮田 政道

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 4 6 年熊本県人事委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改める。
第 3 7 条第 1 項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 2 号中「第 6 号」を「第 5 号」に改める。
別表第 1 中職員採用試験（短期大学卒業程度）の部を削り、同表中職員採用試験（免許資格職）の部を次のように改める。

職員採用試験（免許資格職）	社会福祉	主として、福祉分野における相談、指導、援助等の業務に従事することを職務とする職	1 社会福祉、薬剤師、管理栄養士及び保健師の試験の程度は、大学卒業程度をもって、保育士、学校図書館事務、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師の試験の程度は、短期大学卒業程度をもって行う。 2 試験の内容は、教養試験・専門試験・論文試験・人物試験・資格調査とする。
	薬剤師	主として、薬剤師の業務に従事することを職務とする職	
	管理栄養士	主として、管理栄養士の業務に従事することを職務とする職	
	保健師	主として、保健師の業務に従事することを職務とする職	
	保育士	主として、保育士の業務に従事することを職務とする職	
	学校図書館事務	主として、公立学校図書館において司書業務に従事することを職務とする職	
	診療放射線技師	主として、診療放射線技師の業務に従事することを職務とする職	

臨床検査技師	主として、臨床検査技師の業務に従事することを職務とする職
看護師	主として、看護師の業務に従事することを職務とする職

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成 28 年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 7 号

平成 28 年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 28 年熊本県条例第 1 号。以下「平成 28 年改正条例」という。)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 平成 28 年改正条例附則第 7 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号。以下「初任給規則」という。)別表第 2 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第 1 項第 1 号において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下の職務の級に変更すること)をいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。)をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次条第 1 項第 3 号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第 24 条の 2、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成 4 年熊本県条例第 14 号)第 8 条、熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 67 号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第 10 条又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年熊本県条例第 50 号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第 10 条の規定による号給の調整)をいう。次条第 1 項第 3 号において同じ。)をされたもの
- ア 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間
- イ 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
- エ 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成 13 年熊本県条例第 53 号)第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
- オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をしていた期間
- カ 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 26 条第 1 項の規定により大学院修学休業をしていた期間
- キ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。)第 13 条に規定する病気休暇又は第 15 条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
- ク 自己啓発等休業条例第 2 条に規定する自己啓発等休業の承認を受けていた期間
- ケ 配偶者同行休業条例第 2 条に規定する配偶者同行休業の承認を受けていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第 10 条第 1 項又は第 17 条の規定による勤務をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。)を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動(地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第 1 項第 5 号において同じ。)をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成 28 年改正条例附則第 7 項から第 9 項の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。) には、その差額に相当する額を、平成 28 年改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなつたもの対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したと見たならば支給されることとなる平成 28 年改正条例附則第 8 項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。(この規則により難い場合の措置)

第 5 条 平成 28 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 8 号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則
営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
営利企業への従事等の制限に関する規則
第 1 条中「職員の営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）等の従事制限」を「職員の商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）への従事等の制限」に改める。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 8 を次のように改める。

別表第8 昇格時号給対応表 (第15条関係)

(その1) 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14

39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		

84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(その2) 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28

41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	

86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					

131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

(その3) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18

41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	34	27	42	30
71	35	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	

86	43	34	46
87	44	35	47
88	44	35	47
89	45	35	47
90	46	36	
91	47	36	
92	48	36	
93	49	37	
94	50	37	
95	51	37	
96	52	38	
97	53	38	
98	54	38	
99	55	39	
100	56	39	
101	57	39	
102	57	40	
103	58	40	
104	58	40	
105	59	40	
106	59	40	
107	60	41	
108	60	41	
109	61	41	
110	61	41	
111	61	41	
112	61	42	
113	62	42	
114	62	42	
115	62	42	
116	62	42	
117	63	43	
118	63	43	
119	63	43	
120	63	43	
121	64	43	

(その4) 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16

41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45

86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(その5) 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22

41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	

86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(その6) 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した 目の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20

41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43

86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	78	78	87	69	
103	79	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	81	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	82	83	93	72	
112	82	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	83	84	94		
115	83	84	94		
116	83	84	94		
117	84	85	95		
118	84	85	95		
119	84	85	95		
120	84	85	96		
121	85	86	96		
122	85	86	96		
123	85	86	97		
124	85	86	97		
125	86	87	97		
126	86	87			
127	86	87			
128	86	87			
129	87	88			
130	87	88			

131	87	88		
132	87	88		
133	88	89		
134	88	89		
135	88	89		
136	88	90		
137	89	90		
138	89	90		
139	89	90		
140	89	90		
141	90	91		
142	90	91		
143	90	91		
144	90	91		
145	91	91		
146	91	92		
147	91	92		
148	91	92		
149	92	92		
150	92	92		
151	92	93		
152	92	93		
153	93	93		
154	93			
155	93			
156	93			
157	94			
158	94			
159	94			
160	94			
161	95			
162	95			
163	95			
164	95			
165	96			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

(その7) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1

37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	33	34	6	18
59	34	35	7	19
60	34	36	8	20
61	35	37	9	21
62	35	38	10	22
63	36	39	11	23
64	36	40	12	24
65	37	41	13	25
66	37	42	14	25
67	38	43	15	26
68	38	44	16	26
69	39	45	17	27
70	39	46	18	27
71	40	47	19	28
72	40	48	20	28
73	41	49	21	29
74	42	50	22	29
75	43	51	23	30
76	44	52	24	30
77	45	53	25	31

78	45	54	26
79	46	55	27
80	46	56	28
81	47	57	29
82	47	58	30
83	48	59	31
84	48	60	32
85	49	61	33
86	49	62	34
87	50	63	35
88	50	64	36
89	51	65	37
90	51	66	38
91	52	67	39
92	52	68	40
93	53	69	41
94	53	70	42
95	54	71	43
96	54	72	44
97	55	73	45
98	55	74	46
99	56	75	47
100	56	76	48
101	57	77	49
102	57	78	49
103	57	79	50
104	58	80	50
105	58	81	51
106	58	81	51
107	59	82	52
108	59	82	52
109	59	83	53
110	60	83	53
111	60	84	54
112	60	84	54
113	61	85	55
114	61	85	55
115	61	86	56
116	61	86	56
117	61	87	57
118	62	87	57

119	62	88	57
120	62	88	57
121	62	89	58
122	62	89	58
123	63	89	58
124	63	89	58
125	63	89	59
126	63	90	59
127	63	90	59
128	64	90	59
129	64	90	59
130	64	90	59
131	64	91	60
132	64	91	60
133	65	91	60
134	65	91	60
135	65	91	60
136	65	92	60
137	65	92	60
138	65	92	60
139	66	92	60
140	66	92	60
141	66	93	60
142	66	93	60
143	66	94	60
144	66	94	60
145	67	95	60
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	68		
152	68		
153	68		

備考

特 2 級である職員を 3 級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特 2 級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特 2 級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

(その8) 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1

37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	45	22	10	2
59	46	23	11	3
60	46	24	12	4
61	47	25	13	5
62	47	26	14	6
63	48	27	15	7
64	48	28	16	8
65	49	29	17	9
66	49	30	18	10
67	50	31	19	11
68	50	32	20	12
69	51	33	21	13
70	51	34	22	14
71	52	35	23	15
72	52	36	24	16
73	53	37	25	17
74	54	38	26	18
75	55	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	20

78	57	42	30	20
79	58	43	31	20
80	58	44	32	20
81	59	45	33	21
82	59	46	34	21
83	60	47	35	21
84	60	48	36	21
85	61	49	37	21
86	61	50	38	22
87	61	51	39	22
88	62	52	40	22
89	62	53	41	22
90	62	54	42	22
91	63	55	43	23
92	63	56	44	23
93	63	57	45	23
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	65	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	66	69	57	
106	66	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	67	73	61	
110	67	74	61	
111	67	75	62	
112	68	76	62	
113	68	77	63	
114	68	77	63	
115	68	78	64	
116	68	78	64	
117	69	79	65	
118	69	79	66	

119	69	80	67
120	70	80	68
121	70	81	69
122	70	82	69
123	71	83	70
124	71	84	70
125	71	85	71
126		86	71
127		87	72
128		88	72
129		89	73
130		89	73
131		90	73
132		90	74
133		90	74
134		90	74
135		91	75
136		91	75
137		91	75
138		91	75
139		92	75
140		92	75
141		92	76
142		92	76
143		93	76
144		93	76
145		93	76
146		93	76
147		94	76
148		94	76
149		94	76
150		94	76
151		95	76
152		95	76
153		95	76
154		96	76
155		96	76
156		96	76
157		97	76

備考

特 2 級である職員を 3 級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特 2 級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特 2 級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			

を

「

110	4,500	6,300	7,300		
111	4,500	6,300	7,300		
112	4,500	6,300	7,300		
113	4,600	6,400	7,300		
114	4,600	6,400	7,300		
115	4,600	6,400	7,300		
116	4,600	6,400	7,300		
117	4,700	6,500	7,300		

に、

「

149		7,100			
-----	--	-------	--	--	--

を

「

149		7,100			
150		7,100			
151		7,100			
152		7,100			
153		7,100			
154		7,100			
155		7,100			
156		7,100			
157		7,100			

に改める。

「

別表第2中

110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			

を

」

「

110	4,500	6,600	7,300		
111	4,500	6,600	7,300		
112	4,500	6,600	7,300		
113	4,600	6,700	7,300		
114	4,600	6,700	7,300		
115	4,600	6,700	7,300		
116	4,600	6,700	7,300		
117	4,700	6,800	7,300		

」

に、

「

138	4,900				
139	4,900				
140	4,900				
141	5,000				
142	5,000				
143	5,000				
144	5,000				
145	5,100				

」

を

「

138	4,900	7,100			
139	4,900	7,100			
140	4,900	7,100			
141	5,000	7,100			
142	5,000	7,100			
143	5,000	7,100			
144	5,000	7,100			
145	5,100	7,100			

」

に改める。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 11 号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条第 1 項中、「受ける給料月額」の次に「（熊本県
一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年熊本県条例第 1
号）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては平成 28 年
3 月 31 日において受けていた給料月額）」を加える。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

球磨地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 27 年度球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。
平成 28 年 3 月 8 日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 28 年 3 月 14 日（月）午後 3 時 30 分から
- 2 場所
熊本県球磨地域振興局会議棟 2 階大会議室（人吉市西間下町 86-1）

- 3 議題
 - (1) 第 6 次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 救急医療専門部会の開催結果について
 - (3) 地域医療構想について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町1番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（人吉保健所総務福祉課）
（電話0966-22-1040）